



2024年12月20日

各 位

会社名 株式会社プロトコーコーポレーション
代表者名 代表取締役社長 神谷 健司
(コード番号 4298 東証プライム・名証プレミア)
問合せ先
役職・氏名 執行役員 鈴木 耕人
電話 052-934-2000

特別調査委員会の調査結果を受けた再発防止策の策定に関するお知らせ

当社は、2024年12月10日付「特別調査委員会の調査報告書受領に関するお知らせ」にてお知らせいたしましたとおり、特別調査委員会による調査報告書を受領し、特別調査委員会による再発防止に向けた提言を真摯に受け止め、具体的な再発防止策について検討した結果、再発防止策について下記のとおり決定いたしましたのでお知らせいたします。

当社は、下記の再発防止策を着実に実行することで信頼回復に努めてまいります。

記

(1) 販売業務プロセスにおける不備に対する改善策

①大口取引先の担当者の複数化（売上計上の業務プロセスの改善）

経理財務部にて半期毎に直近半年の取引実績において一定金額以上の取引先を抽出のうえ、抽出された取引先を大口取引先と定め、これら大口取引先については、取引が解約となった場合等一定の例外を除き、各事業部にて、従前からの営業担当者（主担当者）とは別に、もう1名担当者（副担当者）を定めることといたします。副担当者には、順次、当該取引先との取引に関する契約内容や状況を共有したうえで、顧客との直接の窓口となる主担当者に対し、内部牽制の仕組みの構築を行います。

また、内部監査において、取引実績や取引状況等を勘案して抽出した大口取引先に関し、両担当者にヒアリング等を行い、複数担当者の取り組みが適切に運用されているかどうかのチェックも実施いたします。

②自己承認取引に対する内部監査部門による定期チェックの実施

経理財務部にて四半期末毎に当該四半期における自己承認取引（事業部長により申請・承認がなされた取引）をリスト化（役務提供管理システムで別途管理を行っている商品や従量課金による売上等、役務提供の実在性が別途担保されている商品カテゴリーは除外します。）したうえで、内部監査を担当するガバナンス統括室において、当該リストの取引について、取引期間や継続性、利益率、請求条件や入金状況といった観点で対象取引をリスク観点から絞り込みのうえ、売上高・売上原価の両面から対象取引についての役務の提供事実や、取引の妥当性のチェックを行います。

③【追加的な対応】異動時の引継ぎルールの整備・運用

異動時の引継ぎルールを再定義・明文化し、運用の徹底を社内に周知いたします。内部監査においては、引継ぎルールに基づき、事業部長に対してルール通りの引継ぎがなされているかを確認いたします。なお、内部監査の対象は、異動が発生した事業部長とし、引継ぎを受けた事業部長全員と面談を行い状況確認いたします。面談の実施時期は、異動日から遅くとも3ヶ月以内といたします。

(2) 購買業務プロセスにおける不備に対する改善策 — 印刷物等取引における外注先の選定・発注権限の事業部からの分離（仕入計上の業務プロセスの改善）

印刷物等取引における外注先の選定・発注権限を事業部から管理部業務に移管いたします。管理部業務が事業部からの申請に基づき、外注先の選定、見積依頼、発注、納品確認及び請求書確認といった一連の業務を、事業部から独立した立場で行うことで、事業部門に対する内部牽制の仕組みの構築を行います。なお、取引先への納品を営業担当者が直接行うことも禁止いたします。

また、管理部業務では、購買取引について、役務提供の証跡となる取引証憑等の収集・保管を確実に行い、内部監査においてもチェック対象といたします。

(3) 決算・財務報告プロセスの不備に対する改善策（リスク情報の集約と分析の高度化）

マネジメント層への研修を通じ、決算・財務報告プロセスに係る事項への理解を深めるとともに、各部門との連携を強化することで、財務報告に影響を与えるような情報を経理財務部が速やかに漏れなく収集できる体制と仕組みを構築いたします。なお、重要性のある非経常的な事象を認識した場合は、経理財務部等より速やかに外部の専門家等に相談を仰ぎ、必要な対応が適時適切に行えるような仕組みを構築いたします。

(4) 経理・財務部門の牽制機能の強化

①請求書チェックリストの運用強化（毎月実施）

経理財務部は請求書チェックリストの作成時に売上に紐づく原価の情報に空欄がない状況であることを確認のうえ、赤字取引があれば事業部に対して状況の確認を行います。また、請求書チェックリストの情報を集約・一覧化したうえで、事業部に対して採算面では正すべき取引がないかの確認を行います。事業部長は売上に紐づかない原価の入力にあたっては、売上に紐づかない費用である旨及びその理由を明記することといたします。また、経理財務部は毎月、事後的に請求書チェックリストの記載の正確性について検証を行います。

なお、内部監査においては、集約・一覧化された請求書チェックリストの情報及び個別の請求書チェックリストに基づき、極端に採算性が低い取引や赤字となっている取引、売上に紐づかない費用で内容が不明なものについて、個別に状況の確認を行います。

②売掛金回収時の振込元の妥当性確認（四半期毎に実施）

経理財務部は四半期毎に、取引先からの振込情報を集約し、疑義のある振込を認識した場合は、個別に取引先への確認を行います。

(5) 内部監査の体制強化

内部監査を担当するガバナンス統括室において、2024年12月1日付で営業に精通した人材を専任者として1名増員（現在専任者2名）し、より多面的・立体的に内部監査を行える体制を構築いたしました。また、上記(1)、

(2) 及び(4)に記載のとおり、従来実施していなかった監査の手続を追加で実施いたします。さらに、ガバナンス統括室のリソース・知見の十分性については継続的な検証を行います。

(6) 組織風土の改善の取組みの継続

再発防止の徹底を図るため、全従業員に向けたトップメッセージを発信するとともに、既に実施している四半期毎の事業部長・責任者会議におけるマネジメント層への教育、全従業員向けのコンプライアンスセルフランニング（次回は2025年1～3月に実施予定）、グループ会社向けのグループリスクマネジメント研修等（次回は2025年1月29日実施予定）の取組みを継続してまいります。

以上